

平成30年第10回筑紫野市農業委員会総会
議事録

平成30年10月9日 午後2時55分
筑紫野市役所第5会議室

1 開会日時及び場所 平成30年10月9日 午後2時55分
筑紫野市役所（第5会議室）

2 閉会日時 平成30年10月9日 午後3時30分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

井上ユキエ、野田勇男、藤井利春、熊野修治、市川一、砥綿和廣、

井上裕一、岡部隆充、平嶋光雄、高村勲、神崎光成、原野忠俊

農地利用最適化推進委員

渡辺忠、野美山義照、井上瞳、日永田美月、八尋一男、八尋雄二、

平山正美、柴田祥弘、岡島勝實、平山隆好

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 古田浩明

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主事 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第29号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第25号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第26号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第27号 非農地証明願いについて

農政

議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：では、おそろいのようにございますので、会議に入りたいと思います。ちょっと時間が早うございますけれども、よろしく願いいたします。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第10回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まずは、議事録署名人の指名を行います。署名委員には、5番の市川委員、それから10番の高村委員を指名いたします。よろしく願いします。

それでは、既にお手元に配付しております議案目録の順序に従いまして、本日の会議を進めてまいります。

まず最初に、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第29号、議案書のとおり、農地の権利移動届出が1件ございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□、□□、持ち分2分の1、ほか1名。届出地の表示、□□。田1,336平米、合計1,336平米。届出の事由、相続。あつせんの希望はありません。

以上です。

○議長：本件について、何か御質問、御質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件については報告をこれで終わります。

次に進ませてもらいます。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第30号、議案書のとおり、農地の転用届出が4件ございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、譲受人、東京都□□、□□株式会社、代表取締役□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。田403平米、合計403平米。転用目的、宅地分譲（3戸）。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年10月15日から平成30年12月15日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年8月29日。

2番、譲受人、太宰府市□□、□□。譲渡人、大分市□□、株式会社□□、代表取締役□□。届出地の表示、□□。田150平米、仮換地地積113平米、合計150平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造合金メッキ鋼板ぶき2階。工事期間、平成30年8月22日から平成30年12月28日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年9月3日。

3番、譲受人、福岡市□□、合同会社□□、代表社員□□。譲渡人、春日市□□、□□。届出地の表示、□□。田161平米、合計161平米。転用目的、資材置き場。契約内容、売買。構造規模、整地。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年9月11日。

4番、譲受人、福岡市□□、株式会社□□、代表取締役行□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□ほか2名。届出地の表示、□□ほか3筆。田7,193平米、合計7,193平米。転用目的、宅地分譲(26戸)。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、受理通知後から180日以内。開発許可の要否、県開発許可該当。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年9月19日。

以上です。

○議長：4件の届出がございましたが、一括して質疑を受けたいと思います。

本件について質疑等がございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、以上で本件に関する報告を終わります。

次に進ませてもらいます。

議案第25号、農地法第3条の規定による農地の権利移動(設定)に関する件を議題といたします。

1、2番については関連がございますので、一括で審議を行いたいと思います。私が担当委員になっておりますので、概略を説明させていただきます。

まず、1の受けられる方は、前の農業委員の□□さんで、譲渡人は、一人は□□の□□さんでございます。この土地は□□さん宅から道を挟んだところにある農地の一部でございます、ちょっと高台になっているんですが、上の部分は田になっております。しかしながら、現在、そこは畑として御利用してあるようですが、将来も利用するというので、売買で権利移動が行われます。

それから、2番目につきましては、小学校の前の県道から□□に入って県道に向う途中の農地でございます、隣接した農地の一部分といえば一部分でしょうけど、484平米を□□さんの購入によって移動するという2件でございます。

あと、この次のページには地図が入っております。ちょっとわかりにくい面があるかもわかりませんが、周りは全部農地でございます。そういう状況の場所でございます。

何か1、2番のことで、事務局のほうで追加しておいたほうがいいのかと思うことをお願いします。

○事務局：それでは、追加で説明をさせていただきます。

1番、2番とも、昭和31年より賃貸借契約にて、□□さんのお父さんが耕作しておりまして、

今に至っています。このたび、双方の合意により、□□さんが購入することになっております。

農地法3条の要件につきましては、耕作面積5,293平米で、主な作付は4,882平米、野菜は411平米、農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラックを所有しております。労働力につきましては、御本人と奥様となっております。技術につきましては、農作歴60年ということです。

地域との調和要件ですが、申請地は米及び野菜の作付を行う予定であり、周囲に支障が生じることはないと考えられます。

従事要件の日数ですけれども、□□さんは160日程度従事、奥さんは80日程度従事することとなっております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について、一括して意見ないし質疑をお受けしたいと思えます。御意見等ございましたら、御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませてもらいます。

議案第26号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。2件ほどございます。

まず、1番について、地区担当委員の説明をお願いいたします。

□□委員、よろしく申し上げます。

○委員：譲渡人が糟屋郡宇美町□□、□□さんです。譲受人は、筑紫野市□□、□□さんです。土地の地番が□□。田で295平米でございます。

裏に地図がありますが、この土地につきましては、今、「申請地」と黒く塗り潰していただいている部分の左側の下、道路側の下ですね。ここは、先般来、7戸か8戸ぐらい宅地分譲で売られた地域で、周りにはもう全部家ばかりになっております。この部分だけ囲まれた形で水田となっておりますが、現状は畑に近い状態でございます。

先日、□□最適化推進委員さんと、それから市役所の方もお見えでございましたので一緒に見まして、もうここはどうしようもなかろうということで、宅地にされる分は構わないと。中身的には詳しくは聞いていない部分もございまして、恐らく二世帯住宅を建てられるようござい

す。自己住宅で、売買で、木造2階建て、工事期間平成30年11月10日から31年2月28日まででございます。

農地区分は第二種農地で、資金の……、いいですかね。後でそこは見ていただくとわかると思いますので。そういったことでございますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長：ありがとうございます。本件について、事務局のほうで説明がありましたらお願いいたします。

○事務局：では、追加で説明をさせていただきます。

譲渡人につきましては、こちらの土地については自己住宅を建築する目的で、平成20年3月に農地転用の許可を受けて取得しております。しかしながら、計画が進まず、自宅を建築することができなくなって、そのまま所有しております、もう売却を希望していたということになっております。

そして、譲受人の□□さんにつきましては、結婚するに当たって一戸建てを建築したいということで土地を探しておりましたところ、現地が条件に合うということで売買することになりました。

しかしながら、まだ登記地目が田で残っていたということで、改めて農地転用を申請することとなったという経緯になっております。

農地区分につきましては、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い第二種農地となっております。水利承諾書は無条件で添付いたします。

以上です。

○議長：2番もございますけれども、2番は別に取り扱っていただいて、まず1番についてのみ採決を行いたいと思います。

何か御質問等がございましたら、御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

1番だけでございますけれども、本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないと、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、この2番について進みたいと思います。2はちょっと規模が大きゅうございますが、まず、担当の□□委員さん、説明よろしく願います。

○委員：2番、譲受人、久留米市□□、□□協同組合、代表理事□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□ほか11名となっております。田1万9,258、畑2,028、合計2万1,286平米となっております。

転用目的、土砂の仮置き場（一時転用）。契約内容、賃貸借。構造規模、現況のまま利用。工事期間、平成30年11月10日から平成31年10月31日まで。農地の区分、第一種。資金の内訳、自己100%借り入れ。用排水処理条件つきとなっております。都市計画区域、市街化調整区域となっております。

この□□協同組合というのは、平成2年に会社を設立し、九州全域と関東、関西の物流産業を担っている運送会社です。目的としまして、□□地区の開発計画で泥が2万5,000平米必要となっているそうです。面積が約2万1,000平米と、広さがちょうど合うようで、高さが2メートルほどの盛土をされるということです。

水利要件としまして、承諾書がついております。条件としまして、水路に土砂が流れた場合は直ちに土砂を取り除いて清掃するということがついております。

排水計画としまして、3カ所に調整池をつくって、ほかのところに迷惑がかからないようにしますということで御相談がっております。

以上です。

○議長：事務局のほうでまた何かございましたら説明してください。

○事務局：それでは、補足で説明をさせていただきます。

理由につきましては、今、□□委員が説明された部分にちょっと補足を加えさせていただきたいと思います。

筑紫野市の古賀の筑紫野インターの付近で、この□□が農地約1.4ヘクタール、全体で26ヘクタールの造成工事と倉庫の建築を行っております。その場所から土砂が大量に出ておまして、それを小郡市の新しい造成箇所に持っていくということですが、その一時仮置きとしてこの場所を申請したいということで今回申請が上がっております。

あくまでも1年間の仮置きということで、一時的な転用ということになっております。それに関連して、農地区分につきましては10ヘクタール以上の一団の農地を形成する第一種農地になっております。第一種農地は原則許可はできないんですけども、こういった一時的な転用であれば例外的に認められているということで、この1年間の工事期間の転用となっております。

水利承諾につきましても、今、□□委員が説明されたとおり、条件がついておまして、その条件を守るために、申請地の周辺に緩衝地を設けて、直接土砂とかが水路に流れないように、そういった手段を講じるということになっております。

あと、申請地内とか周辺の田んぼの取水とか排水は水路で行っておりまして、周辺の水田の水利への影響はないと考えられます。

以上です。

○議長：本件について、ちょっと規模が大きゅうございますので、いろいろあろうかと思えます

が、御質疑等ございましたら御発言願います。

私から一つだけ。何で1年間ぐらいで、これだけの広い土地にこれだけの、2万5,000立米って結構ありますけど、その立米をそこに置くのかと。小郡の開発は1年後までに終わるのか。だから、1年の間に小郡の開発計画が進まないと、1カ年ですから、1年後にもうきれいに土砂が排出されるんですか。その辺の話はどうなっていますか。ちょっと心配なんですよ。

どうぞ、□□委員。

○委員：今、□□の牧場があるところを造成するために、□□の現場がまだ工事が進んでいませんと。そのためにこちらに置かせてくださいということです。

○議長：□□というのは小郡ですね。

○委員：小郡の□□というところですよ。□□牧場が潰れるそうで、あそこを撤去して、そこに土砂を持っていきたいということです。それで、それまでここに置かせてくださいと。

そして、道としては、ちょうど□□学校と□□の間ですね。入り口も1カ所、出口も同じ。その周りに、入ってきても、出てもそんなに迷惑のかからないようなルートでダンプを動かしますということでした。2カ所入り口と出口をつくって動かしますということでした。

○議長：私の質問もちょっと悪かったと思うんですが。この1カ年の間に、今言われる小郡の□□の牧場が整備されると。だから1カ年置かせてくださいと置いた土を、2万5,000立米。2万5,000ってすごいよね、10トン車で行ってかなりの量あるよね。それを1カ年ここに置いておいて、□□が整備されるときに持っていきますと。ここに持ってくる1年の間に、□□に全部これを持っていかないといけないわけよね。その辺がちょっと。

量が少なければ余り心配しないのですけれども、一応1年間という期限がありますので、ここに仮置き場として置かれたものが、一時転用しておいて、果たして1年後にもう全部きれいにどけられるのかということが気になっているんですよ。

というのは、往々にして、こういうのは1年という期限が短いものだから、なかなかこういう大きな工事になってきますと延びるといふケースも、これは疑っちゃいけないけれども、一応そういうケースもございますので、その辺の対応もしっかり踏まえていただかないと。現況の周りの排水とか、それは調整池までつけてちゃんとやりますとおっしゃっていますから、その辺は心配してないのだけど、1年の期間内に本当にできるのかなというのが。置いておいてまた持っていかないといけないでしょう。一旦おろしたやつをまた積んで持っていくわけでしょう。1年の間に、小郡の□□が整備されるときに、どのくらいの日数で2万5,000トン運び込むのかなと思って。ちょっと心配していたんです、僕。

○委員：県の審議会にかけないといけない。説明しないといけないね。

○議長：県の審議会にかけるでしょう。ちょっと説明して。

○事務局：工程表を説明して。向こうの開発の部分。

○事務局：まず、小郡地区のほうですけれども、9月の初めに許可をとっておりまして、そこから今工事が始まっているところです。それで、周辺の整備とかが大体31年6月いっぱいまでかかるということです。だから、それまでほかの工事の土砂を搬出して、この牛島に一旦置いて、7月から小郡のほうに持っていくという工程表にはなっています。

7、8、9月までの3カ月で小郡に持って行って、10月いっぱいでもとの農地に戻るという工程には一応なっております。

○議長：わかりました。要するに、4カ月間はあるんだね。持っていくのにね。

○事務局：そうです。

○議長：そしたら、4カ月あるから……。わかりました。

ほかに何かございましたら。ちょっと規模が大きいから、特に□□さんのところなんか、周りのいろいろ同意が。所有者とかの同意は受けてあるけど、周りの人があるからね。しっかり審議しておかないと思ったのでお尋ねしたわけでございます。

では、そういうことでございますので、2番について、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございました。異議なしと認めます。よって、1番、2番ともに本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませてもらいます。

議案第27号、非農地証明願に関する件を議題といたします。1番について、地区担当委員の…

…。失礼しました。5ページ。非農地証明願について、地区担当委員の□□委員さん、御説明をよろしくをお願いします。

○委員：説明いたします。

申請人、小郡市□□、□□。申請地の表示、□□。地積は畑の168平米でございます。申請内容につきましては、当該地は昭和42年よりスギ、ヒノキ等を植林のため、現況は山林となっているということで、次のページに位置関係がございます。

このまま見てもらって、上のほうが基山の登り口、登山道路です。下のほうが高速、あるいは原田、上原田の公園等がある部分で、この一円につきましては、今年の現地確認のときに見ております。現地を見たんですが、確かにスギ、ヒノキが植わっておりました。今回、ことしの非農地証明の調査のときに現地まで行ったんですが、もう林道に土砂等でスギが流れてございます。

事務局からの連絡で行ったんですが、砂防ダムを建設したいという考えがあるそうです。その非農地証明をお願いしますということでした。

以上です。

○議長：何か事務局のほうで補足がありましたら。

○事務局：補足の説明をさせていただきます。

申請の内容につきましては、今、□□委員が説明されたとおりでございます。この申請地も含めて周りも山林になっておりまして、それと一体化している状況であります。10月2日に会長、副会長、事務局で現地も確認しております。

以上です。

○議長：ありがとうございました。本件について、何か御質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませてもらいます。農政議案になります。

農政議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いします。

○農政担当：農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について説明させていただきます。

表の1ページ目の1段落目をごらんください。読み上げて説明いたします。

貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積1,440。農振区分、農用地。利用権の種類、賃借権。利用権の内容、水田。期間につきましては、平成30年11月11日から平成33年11月10日までの3年間となっております。賃借料につきましては、10アール当たり8,000円の賃借料となっております。

以下、2段目以降につきましては、26ページの下段のあたりまでが更新、それ以降につきましては新規の案件となっております。

31ページをごらんください。

本件につきましては、更新が123件、新規が21件、合計で144件の申請があつているところですが、筆数といたしましては、更新、新規合わせて396筆、60万8,467平米の面積の申請があつています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長：かなりの数でございますので。更新がかなりでございますけれども。

本案に対する、個々たくさんありましようけど、質疑のある方は御発言願います。既に資料は配付しておりましたので、ごらんいただいたと思いますので。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本案についてお諮りをしたいと思います。採決したいと思えます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することにいたしました。

一応、予定をいたしております議題は本件で終わります。とりあえず閉会をしたいと思います。定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成30年第10回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。